

令和4年度第1回米沢警察署協議会の開催

日 時	令和4年6月22日（水）午後3時から午後5時までの間
場 所	米沢警察署 1階講堂
出席者	山形県公安委員会委員長 米沢警察署協議会委員：会長以下9名 米 沢 警 察 署 員：署長以下13名
テーマ	子供を事件や事故から守る

【協議内容等】

- 1 会長の選出・副会長の指名
委員の互選により、会長、副会長とも再任となった。
- 2 協議
 - (1) 警察署員による管内概況、施策の説明
警察署長による管内概況の説明、生活安全課長、交通課長による子供を事件や事故から守る施策の詳細について説明を行った。
 - (2) 協議テーマに関する意見及び回答

委員からの意見等	警察署の回答
小、中学生への交通安全指導内容等を教えてほしい。	<p>学校と連携しながら、春から夏の時期を中心に交通安全教室を開催しています。指導内容については、小学校低学年は主に通学路の安全な歩行、高学年や中学生は主に自転車の安全利用について、実際の通学路や校庭に作成したコースを使用した体験型学習等を行っています。</p> <p>また、小学生向けの指導チラシを活用し、自転車の主な違反の内容を紹介して通行ルールの周知を図っています。</p> <p>さらに、実際に自転車の違反行為を認めた時はイエローカードを交付し指導を行っています。</p>
中学校の通学路ではパトロール等はしているのか。	警察官の活動は、管内全域をカバーしており、中学校付近でも実施しています。
通学路の歩行者通行方法について、道路の両側に歩道がある場合や左側にしか歩道がない場合は、どちら側を通行すべきか。	<p>道路交通法第10条第1項及び第2項の規定により</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両側に歩道がある場合は、どちら側の歩道でも通行が可能 ○ 左側にだけ歩道がある場合は、その歩道を通行となります。なお、 ○ 歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある

	<p>路側帯がない場合は、道路の右側端に寄って通行となります。</p>
<p>下校時のパトロールの際、車外に出て子供たちに声を掛けて警察官の姿を見せる活動を行うことが効果的である。</p>	<p>当署の交通課員、地域課員が努めて街頭に出て活動を行っています。 今後もパトロール中の子供たちに対する声掛けは、継続して実施していきます。</p>
<p>学校が通学路を決める際、警察から助言や指導などはしているのか。</p>	<p>通学路は、基本的に、各小学校が学区内のより危険が少ない場所を選定しています。 また、その通学路については、毎年、小学校、教育委員会、保護者、地区住民、道路管理者、市、町、地区安協、警察で合同点検を実施しており、具体的危険箇所の抽出、対策の検討、対策の実施を行っています。</p>
<p>交通事故が多発する場所については、交通規制を行う等の対応が必要ではないか。 また、車両を使用する事業者においても強い指導が必要ではないか。</p>	<p>事故多発箇所における事故防止対策としては、過去の発生状況や最近の発生傾向等を分析し、事故が多発する箇所や時間帯を中心に交通指導取締りを強化しているほか、事故多発箇所を集約した交通事故マップをホームページに掲載したり、関係機関・団体等へ配布して、交通事故防止に役立ててもらっています。 交通事故多発場所の交通規制については、現場の状況を確認し、交通規制の必要性を判断しながら対応していきます。 事業所の交通事故防止対策としては、地区安全運転管理者連絡協議会を通じて加盟事業所に交通安全状況を随時提供しているほか、安全運転管理者の法定講習において、交通事故の発生状況や事故防止対策等を説明し、事業所の安全運転指導に役立ててもらっています。 また、事業所からの要請により、動画KYT（危険予測トレーニング機器）や交通安全ゆとり号による参加・体験・実践型安全運転指導等も随時開催しており、今後も引き続き効果的な対策を進めていきます。</p>
<p>児童虐待の定義の理解に関して警察署を含めて関係諸団体による住民への普及が必要である。「オレンジリボン運動」（子供の虐待のない社会の実現を目指す市民運動）への理解も大切である。 また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）の周知も必要である。</p>	<p>児童虐待については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待の4類型があり、例えば両親が児童の面前でけんかした場合は心理的虐待となるなど、警察においては、各種会合等を通じて周知を図っています。 「189」は、厚生労働省が運用する、「児童相談所虐待対応ダイヤル」と承知しています。 警察でも関係機関の協力依頼を受け、「189」のポスターを署内に掲示して、周知に協力しています。</p>

<p>児童虐待の疑いがある内容を知った場合、警察と児童相談所両方に通報すべきか。</p>	<p>警察と児童相談所は連携しているため、どちらの機関に通報していただいても大丈夫です。両方の機関に通報する必要はありません。</p>
<p>児童虐待について、児童相談所や行政側と警察の関わりはどのようなものか。</p>	<p>市町、児童相談所、総合支庁、教育委員会等の関係機関と警察では、要保護児童対策地域協議会を開催し、行政機関が認知した児童の案件に関して、情報交換を行っています。 今後も関係機関との情報交換を密にし、最悪の事態を想定した対応をとっていきます。</p>
<p>子供のいじめによる不登校について、警察に相談したいときの手順などを教えてください。</p>	<p>特別な手順はありません。 警察では、警察安全相談として随時、交番、駐在所、警察署で受理しています。 また、ヤングテレフォンコーナーの呼称で少年安全相談専用の電話を開設しているほか、警察相談電話（#9110）等でもいじめ事案に関する相談を幅広く受け付けています。</p>
<p>「こども110番連絡所」の設置条件は何か。それを子供たちにどのように周知し活用しているのか。</p>	<p>特別な設置条件はありませんが、「①平日の日中時間帯に大人が所在していること②子供が駆け込んできた際の安全確保や必要な機関（警察、消防、学校など）への通報措置が適切に行えること③子供の駆け込み場所として相応しい場所であること」であり、かつ、個人宅、店舗、事業所等に協力依頼を行い、快諾した方に対応していただいています。 警察では各小学校に設置場所の情報を提供するとともに、各学校における防犯講話等の際、こども110番連絡所の役割等も説明しています。各学校では、「こども110番連絡所」や「交通事故の発生箇所」等を印した安全マップを作成し、生徒に配布して活用を図っています。</p>
<p>現在の暴力団情勢はどうか。</p>	<p>令和3年末で、全国の暴力団勢力は、約2万4,100人です。この10年で約3分の2まで減少しています。 県内の暴力団情勢は、令和3年末で3団体、5組織、約60人となっています。県内も減少傾向で、この10年で約4分の1まで減少しています。 この3団体の一つが、米沢市内に拠点がある住吉会奥州山口一家六代目です。 当署では、この組の幹部を令和元年9月に逮捕したほか、今年3月下旬には組員を傷害事件で逮捕しています。 当署管内の暴力団構成員等については、県内の情勢と同様に年々減少している状況です。</p>